

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、「県道古枝肥前浜停車場線に係る特定法人の歩道整備に伴う移転等に関する一切の書類（移転目的、歩道部分、移転の範囲、その補償額の見積り金額、その根拠、算出者等、現にあるものすべて）」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成27年5月12日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

ア 公共事業新規評価調書（整備系）

イ 鹿島市長から鹿島土木事務所長への要望書

ウ 鹿島市大村方区から鹿島土木事務所への要望書

エ 計画平面図

オ 古枝肥前浜停車場線道路橋りょう委託調査（補償調査）

の5文書を特定するとともに、平成27年5月22日、同文書をアとイについては全部開示、ウとエについては条例第6条第2号に該当し部分開示、オについては条例第6条6号に該当し非開示とし、請求公文書全体に対して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（3）異議申立て

異議申立人は、本件処分のうち、本件請求公文書の補償金の見積り金額、その根拠、算出者等現にあるもの全てが開示されなかったことを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年6月15日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が理由説明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

(1) 本件開示公文書について

本件異議申立てに係る非開示とした公文書は、県道古枝肥前浜停車場線の歩道整備工事の施行に伴い支障となる特定法人の建物等に対する補償額、補償額算出根拠、算出者等、現にあるもの全ての情報の開示請求であり、公文書オに該当する。

(2) 条例第6条第6号該当性

本件請求文書の対象となる事業は、用地交渉過程で補償契約が締結されていない状況である。本件請求文書を開示することは、本県と地権者との信頼関係若しくは協力関係を著しく損ない、その後の地権者との用地交渉、契約に係る事務に著しく支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第6号の非開示情報に該当すると判断した。

仮に用地交渉中に、その内容が公にされることとなれば、今後、他の事業の地権者においても、県の用地買収交渉に対する不信感が生まれ、用地取得事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある。

4 異議申立ての理由の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べていることは、概ね次のとおりである。

(1) 公文書に記載されている情報は、条例第6条第2号及び第6条第6号には該当しないため、当該文書の非開示決定処分の取消しを求める旨の不服を申し立てる。

なお、公文書部分開示決定の理由として、行政運営情報に該当するとし、用地交渉過程では地権者との信頼関係や協力関係を損ない、その後の契約にも支障が生じるとしている。しかしながら、具体的な補償額が出回っているのは、行政の交渉過程でもたらされたのではないか。

(2) 地元の情報によれば、補償額を含めて基本的な額が出回っており、県は予算化に向けての準備が整っていると判断できる。当該年度への予算など具体的な作業を想定すると、今回不開示になった理由が理解できない。地元への情報開示が必要と思われ説明不足であり、当事者として大変心痛である。

(3) もともと当初の事業について反対されたと聞き及ぶ。いまさらという気持ちが大きく、地元でも不信感がある。子どもたちの通学には何ら変化もなく、事業の採択の報告もない状況下での非開示決定は行政不信につながる。

- (4) 補償額が地元での噂に過ぎないのであれば、キッパリと否定すべきである。  
用地交渉は終わっており補償額の提示があったために、具体的な数字が一人歩きしているのではないか。その企業の利益の為に地元要望をしたわけではない。
- (5) 用地交渉内容を明確にしないことで、県の用地買収交渉に対する不信感が生まれる。当該案件については、予想外の金額が一人歩きしているために、県民の利益を損ない、適正な執行に支障が生じているのではないか。本件については十分に検討され、県民の信頼を損なう事のないよう留意される事を望む。

## 5 審査会の判断

審査会は、実施機関の理由説明書並びに異議申立人の異議申立書及び意見書の内容を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

### (1) 本件異議申立ての対象となった情報について

本件処分で非開示とされ、本件異議申立ての対象となった公文書等は、県道古枝肥前浜停車場線の歩道整備工事に伴い発生する物件の移転費用などの補償額を算定するために、県が委託した事業者が県に納品した物件調査結果一式である。当該公文書には、調査を基に算定した補償金額及び補償金額算定の根拠となった調査内容が記録されている。本件調査の対象物件は、法人の所有物であり、対象公文書には、法人の財産及び事業活動に係る情報が詳細に記録されている。

### (2) 条例第6条第6号該当性

条例第6条第6号本文は、「県の機関等又は国等が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの。」を非開示情報として規定している。

実施機関は、請求文書を用地交渉過程の補償契約が締結されていない段階で開示することは、地権者との信頼関係若しくは協力関係を著しく損ない、その後の地権者との用地交渉、契約に係る事務に著しく支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示としたと主張している。

補償金額については、補償対象物件を所有している法人に対して、実施機関が補償金算定のため建物等の調査依頼を行い、委託を受けた事業者が所定の手続により補償対象物件の現地調査や移転費用の積算を行った上で、算定

している。事業者から実施機関に納品された、物件調査結果を精査し、補償物件の移転工法協議を経て、補償金額が確定する。その後、地権者に補償金額の提示を行う流れとなっている。実施機関によると、現時点では、事業者からの調査結果を精査している段階であり、補償金額は確定していないという。

また、補償金額を算出する根拠となった調査内容については、法人に対する物件移転補償金の項目ごとの金額やその算出根拠等の情報が記録されており、当該法人の事業に係る通常公にされることのない内部管理情報等が含まれていることが認められる。

このような状況で、補償金額等を開示することは、地権者に無用な誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、実施機関と地権者との信頼関係若しくは協力関係に影響を及ぼすことは否定できず、その結果、用地交渉が難航すること、更には地権者が用地交渉に応じなくなることが考えられる。

したがって、本件請求文書を開示すると、本県と地権者との信頼関係若しくは協力関係を著しく損ない、その後の地権者との用地交渉、契約に係る事務に著しく支障が生じるおそれがあると認められ、条例第6条第6号に該当する。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

本件開示請求に応じて特定された公文書は、文書アないしオの各文書である。本件処分は請求文書全体に対する部分開示決定としてなされたものであるところ、本来であれば、全部開示した文書に対しては公文書開示決定、部分開示した文書に対しては公文書部分開示決定、非開示とした文書に対しては公文書非開示決定がそれぞれ必要であった。手続上支障がないことから、今回は補正を求めないが、今後このようなことがないよう適正な事務処理に努めていただきたい。

以上、答申する。

## 7 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 27 年 6 月 17 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 6 月 30 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 27 年 7 月 21 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 8 月 7 日 (平成 27 年度第 4 回審査会)	・ 審 議
平成 27 年 9 月 1 日 (平成 27 年度第 5 回審査会)	・ 審 議
平成 27 年 9 月 7 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)